

第10回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項等について

1 報告

○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料1により報告を行い、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる16件（4人分）の報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 平成24年度返還分から新たに滞納者となった借受者が35名もいるが、何か理由があるのか。
→（事務局）平成24年度返還分の返還期限は平成25年9月30日である。例年、期限より少し遅れて支払う人が多いため新たに滞納となった借受者が35名となっているが、例年と比較して特に問題はないと考えている。
- ・ 去年も新規滞納者が39人おり、今年も35人の新規滞納者がいる。これは、履行期限後にも請求している借受者が約50%おられるということであり、未だに返還をしてもらうのが難しいとの感想を持った。

○ 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正について

事務局から資料2により平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響が免除判定基準に生じないようにするため、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則に、附則第6項として見直し前の同基準を適用して免除判定を行うことができる措置を講じる規定を整備したことを報告した。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会及び第8回監理委員会で裁判手続に着手することが承認された計3件の案件について、事務局から資料3により訴訟の進捗状況及び当該訴訟における原・被告間の主な主張についての報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 訴訟対象のNo. 1 及び NO. 2 については、既に8回の口頭弁論を重ねており、審理が進んでいることが伺えるが、第一審はそろそろ終結しそうなのか、それともまだ長引きそうなのか。
→（事務局）裁判所は原告被告双方の主張について、非常に丁寧に対応しており、それゆえに回数を重ねている。人証の予定について、裁判所からの確認が行われたので、結審に近づいていると感じている。

2 意見聴取

○ 平成25年度における裁判手続の実施について

事務局から資料4等により説明を行い、平成24年度返還分の滞納により訴訟対象となる借受者について、連帯保証人が既に死亡していること及び裁判で争う意思が明らかではないことから、相続人も含めて更に半年間返還手続を求めても、なお対応していただけない場合には、①連帯保証人の法定相続人に返還請求すること及び②訴訟提起の前に早ければ来年4月に民事調停を行うことについて承認された。

なお、詳細な審議については、個人のプライバシーに配慮し、非公開で行われた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判で争う意思が明らかでない、滞納額が100万円を超える借受者について、民事調停を行った場合、市に請求額の減額を求められたときには応じることができるのか。

→（事務局）市として請求額の減額に応じることはいできない。

- ・ 請求額を減らすという譲歩ができないのであれば、民事調停を行う意義はあるのか。

→（事務局）市としては、これまで訪問や連絡を繰り返してきたが、借受者や連絡対象者と十分な話合いの場を持つことができていない。そこで、新たに裁判所で話合いの場を持つという意義もあり、民事調停を利用したいと考えている。

- ・ 法的措置に移行することで、免除等を利用できる可能性がなくなるのであれば、その点については、相手方に周知する必要がある。
- ・ 今回初めて連帯保証人の相続人に請求するということだが、今後このようなケースが増えていくと思う。借受者の世帯に対し、事前に配慮できることはあるか。

→（事務局）連帯保証人である借受者の親が連絡対象者として窓口になっていることが多いが、今後、連帯保証人が高齢化し、話合いができなくなる可能性もある。

また、今回のように、連帯保証人の相続人に請求するケースも増加していくことも想定される。このため、今後、借受者本人に対して話をしていくことも含めて、法的措置に至る前に返還手続の説明等ができるよう取り組んでいく必要があると考えている。